

# 破損等面積割合の算定方法

平成25年 9月 6日 兵庫県告示第1122号の 2

景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号。以下「規則」という。）第22条の10の規定による破損等面積割合の算定方法を次のとおり定め、平成25年10月 1日から施行する。

## 破損等面積割合の算定方法

破損等面積割合は、次の式により算定するものとする。

$$r = \frac{S_b}{S_a}$$

この式において、 $r$ 、 $S_b$ 及び $S_a$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$r$  : 破損等面積割合

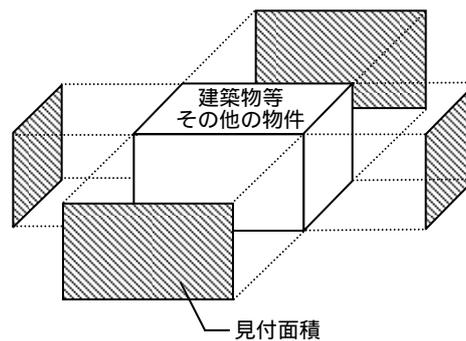
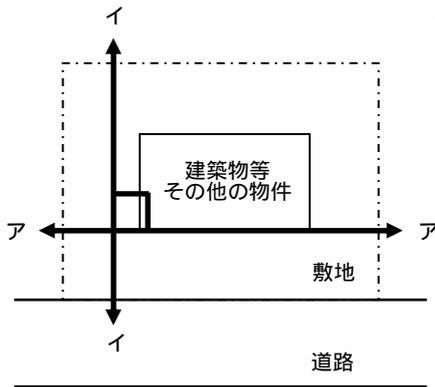
$S_b$  :  $S_a$ のうち、破損又は腐食が生じている部分に係る面積

$S_a$  : 建築物等その他の物件の外観に係る部分（道路その他の公共の場所（規則第22条の9第1号イ又は第2号の区域として知事が定める道路、鉄道等及びその周辺の区域にあっては、当該道路、鉄道等）から容易に展望できない部分を除く。）の見付面積の合計

備考 見付面積とは、次の表の左欄に掲げる建築物等その他の物件の平面形状（当該物件を真上から見たときの概形をいう。）の区分に応じ、当該物件の外観に係る部分をそれぞれ同表の右欄に掲げる方向に投影したときの鉛直面積をいう。

平面形状の区分	投影方向
1 平面形状の輪郭線に直線を有するもの	輪郭線のうち最も長い直線方向 [ 図 1 ア ] 及びこれに直交する線方向 [ 図 1 イ ]
2 1 以外のもの	当該物件の敷地が道路と接する部分（複数の道路と接する場合は最も幅員の大きい道路と接する部分）のうちその端部を結んだ直線方向 [ 図 2 ア ] 及びこれに直交する線方向 [ 図 2 イ ]

[ 図 1 ]



[ 図 2 ]

